

その他水系大河川支川1隣における 災害関連緊急砂防事業等に係る事業説明会

日時：平成31年3月24日（日） 10:00～

場所：日宇那会館

広島県西部建設事務所

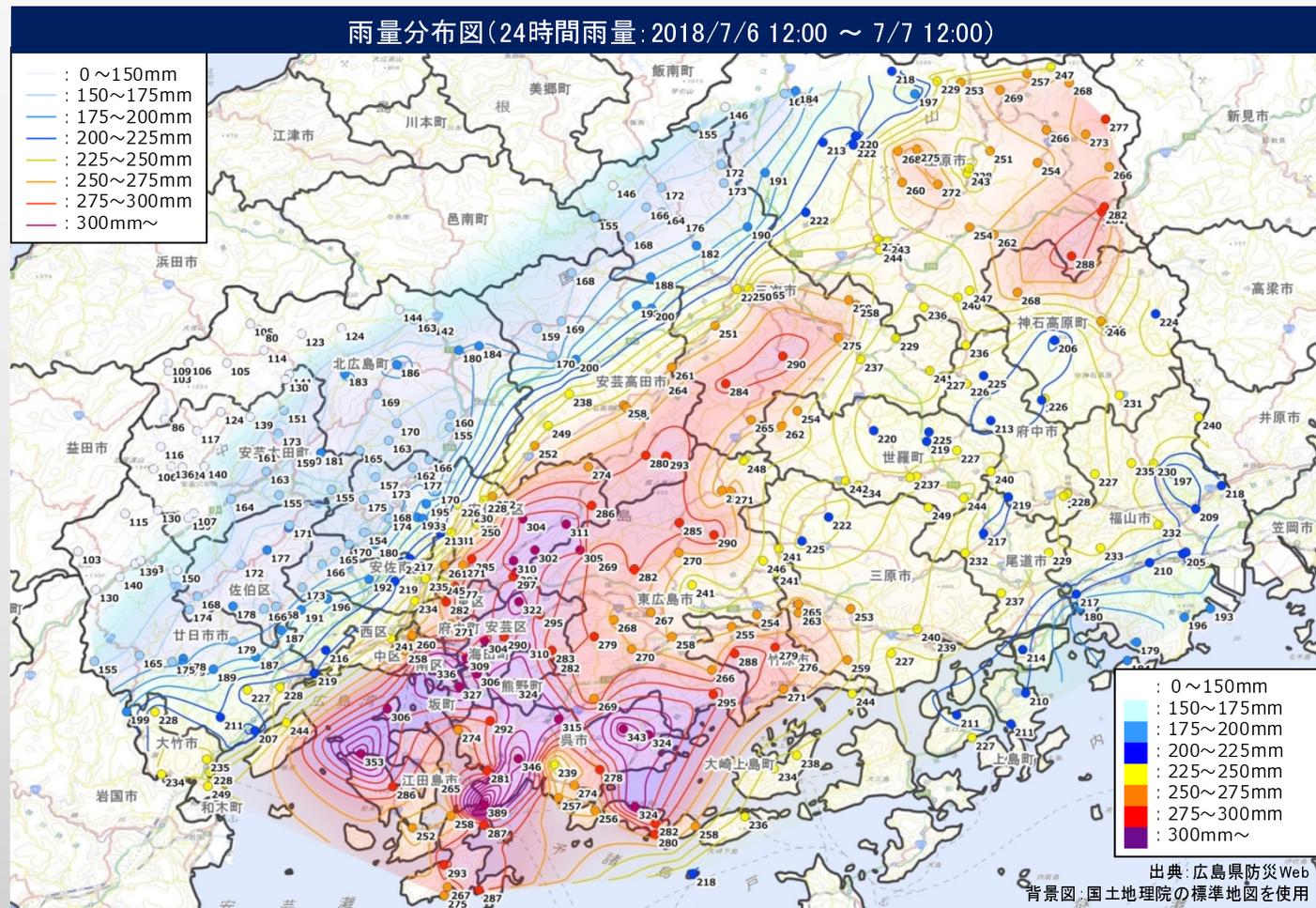
～説明内容～

- (1) 平成30年7月豪雨の概要について
- (2) 災害関連緊急砂防事業について
- (3) その他水系大河川支川1隣における事業の概要について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) 事業の実施にあたって

(1) 平成30年7月豪雨の概要について

気象の概況

- 平成30年7月4日に日本海中部で台風第7号が温帯低気圧に変わり、温帯低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、暖かく湿った空気が流れ込んだため、広島県では6日昼過ぎから7日朝にかけて大雨となり、安芸太田町を除く22市町に大雨特別警報が発表された。
- 平成30年7月6日12:00～7月7日12:00の24時間雨量は、南西部、南東部、北東部で200mm以上を観測した。
- 北東部の特に多いところでは250mm以上、南西部の特に多いところでは350mm以上を観測した。



■ 土砂災害の発生状況

H30.9.7時点 最終報

土砂災害発生状

土砂災害発生箇所数(※)

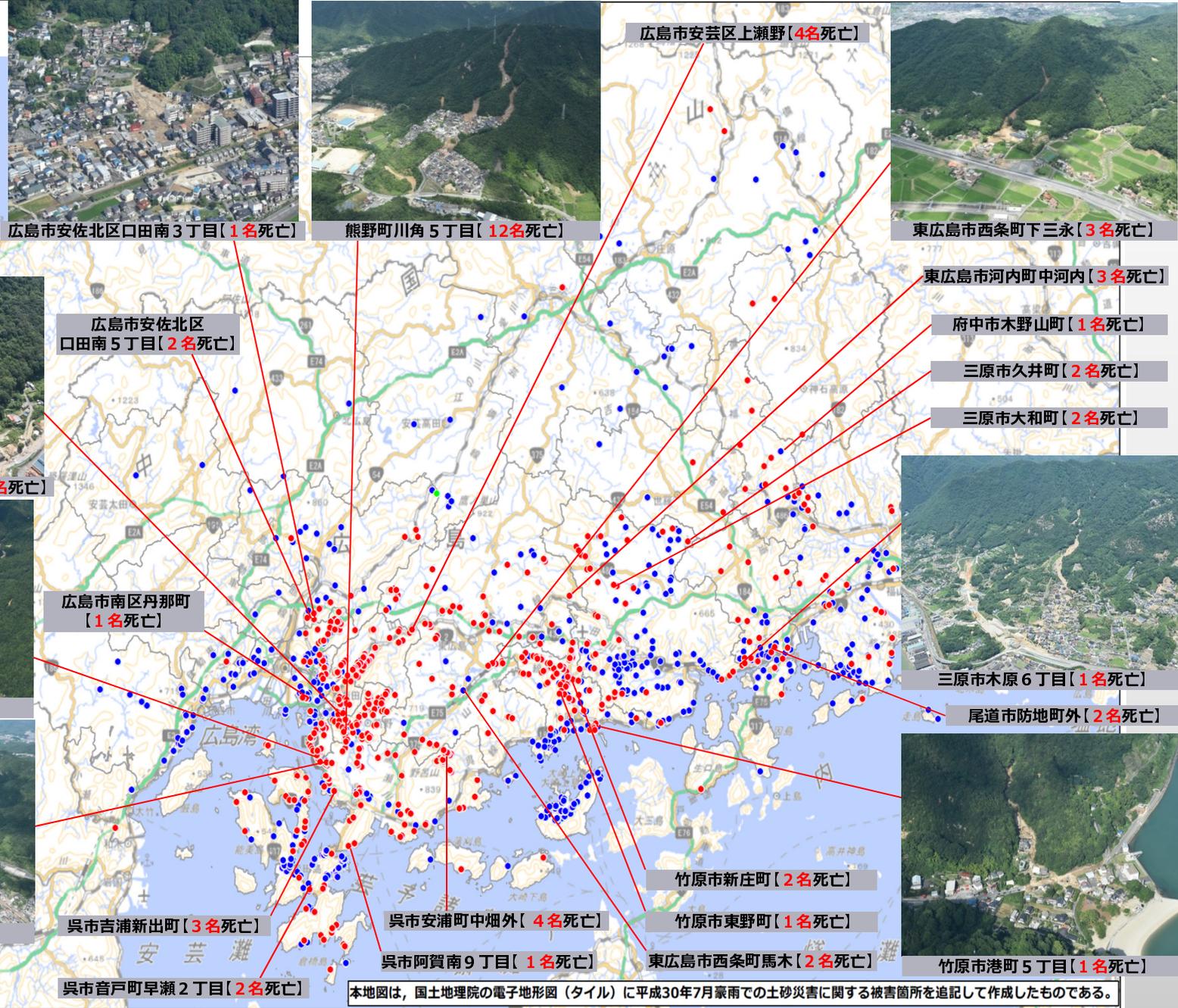
1,242 箇所

- 凡例
- 土石流
 - 地すべり
 - 急傾斜

※発生件数は土砂災害危険箇所内で土砂災害が発生した箇所、土砂災害危険箇所以外で土砂災害による人的被害及び人家被害等が発生した件数（広島県土木建築局砂防課調べ）

土砂災害による人的被害

計 87 名



本地図は、国土地理院の電子地形図（タイル）に平成30年7月豪雨での土砂災害に関する被害箇所を追記して作成したものである。

(2) 災害関連緊急砂防事業について

災害関連緊急砂防事業とは…

【目的】

- ・風水害等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置。
⇒7月豪雨災害で堆積した不安定な土砂や流木に起因する土石流による、下流の家屋等への被害を防ぐ。

【事業内容】

- ・砂防設備の緊急設置。
⇒緊急的に砂防設備を整備。

【事業目標】

- ・平成31年度末までの緊急的な砂防設備の設置。
※流域全体の安全を確保するための対策については、本事業の完了後に別途実施。
(詳細については検討中)

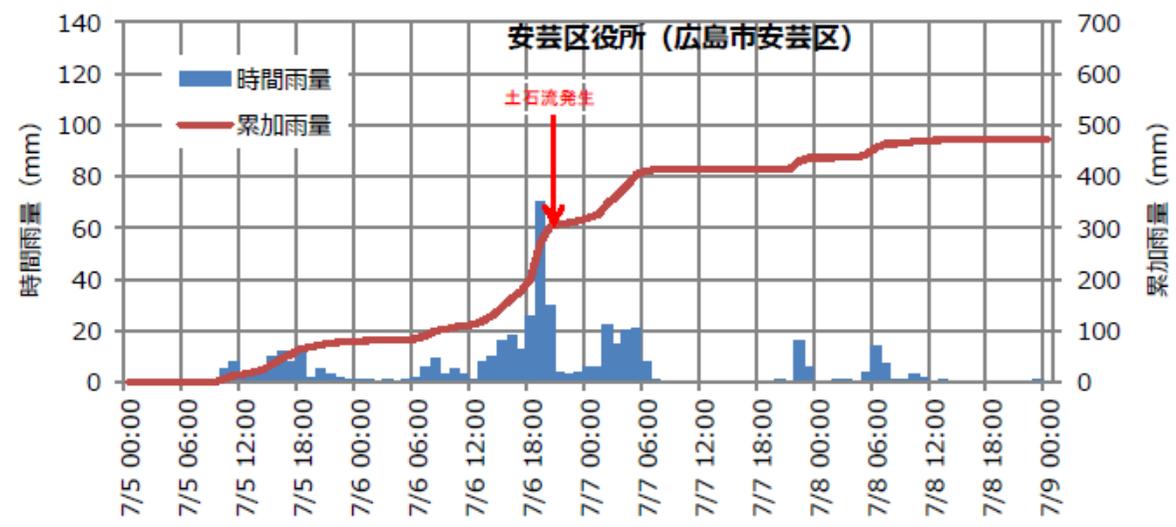
(3) その他水系大河川支川1隣における 事業の概要について

平成30年7月豪雨 その た すいけい おおこうがわ し せん となり その他水系大河川支川1隣 ひろしま けん ひろしま し みなみく ひ う な ちょう (広島県広島市南区日宇那町)

雨量状況

観測所名	安芸区役所	発生降雨による総雨量	472mm(7月5日05:00~7月8日23:00)
読み	あきくやくしよ	最大時間雨量	70mm(7月6日19:00~7月6日20:00)
水系名	瀬野川	最大24時間雨量	327mm(7月6日06:00~7月7日06:00)
河川名	瀬野川		
所在地	広島市安芸区船越南 3丁目4番36号		
管理区分	広島県		
所管	農林水産局		

雨量グラフ 安芸区役所



○被災状況（航空写真）



平成30年7月豪雨

た すいけい おお こうがわ し せん と な り ひ ろ し ま け ん ひ ろ し ま し み な み く ひ う な ち ょ う その他水系大河川支川1隣 (広島県広島市南区日宇那町)

被害概要図

- 被害状況
- ・土石流発生日時: 7月6日 時刻不明
 - ・住家等被害: 全壊3戸
半壊0戸
 - ・人的被害: 死亡者数0人
 - ・公共施設被害: 市道(L=約40m)

被災状況



被災状況



被災状況



平成30年7月豪雨 た すいけい おおこうがわ し せん となり ひろしまけん ひろしま し みなみく ひ う な ちょう その他水系大河川支川1隣 (広島県広島市南区日宇那町)

流域概要図

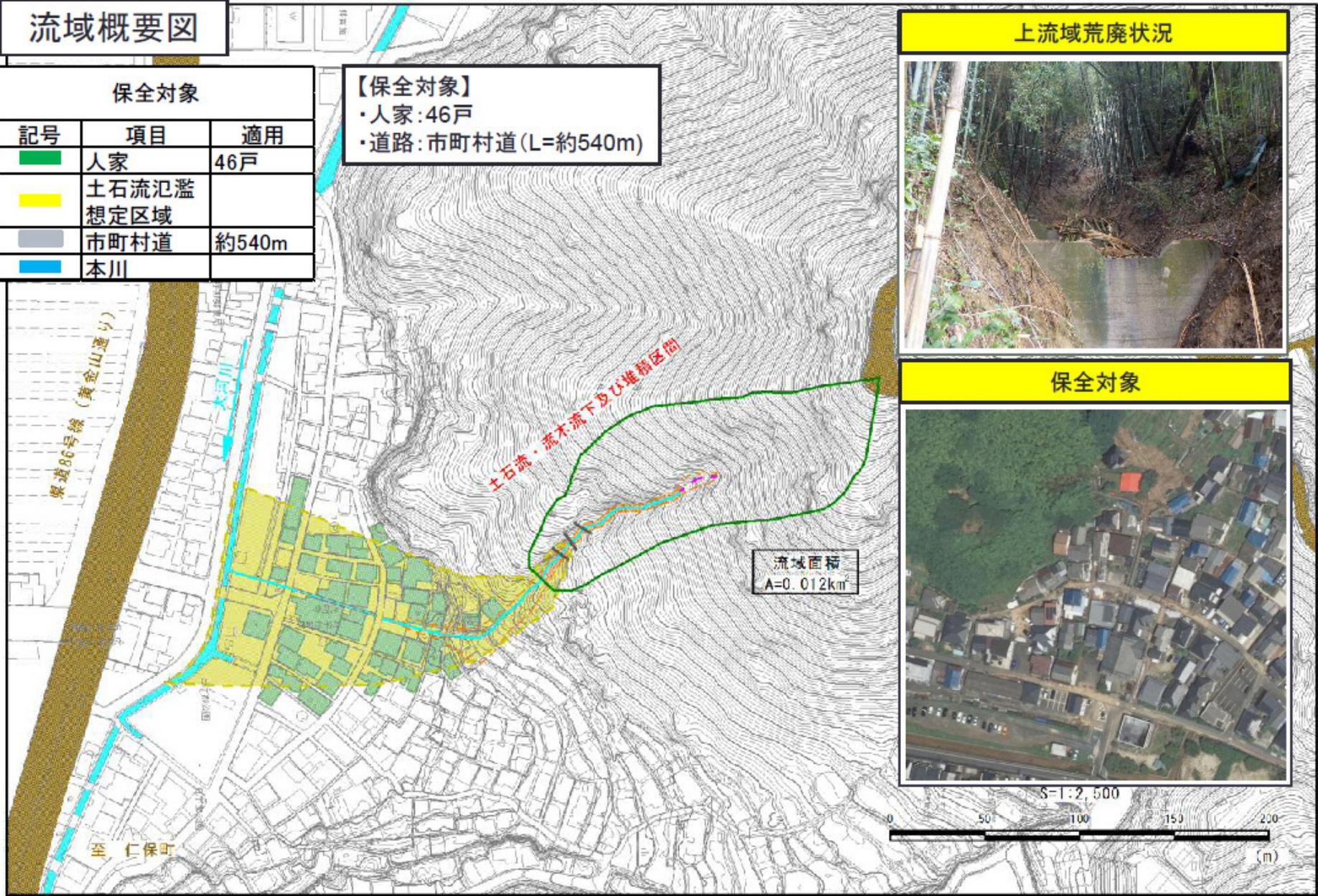
保全対象		
記号	項目	適用
	人家	46戸
	土石流氾濫 想定区域	
	市町村道	約540m
	本川	

【保全対象】
 ・人家:46戸
 ・道路:市町村道(L=約540m)

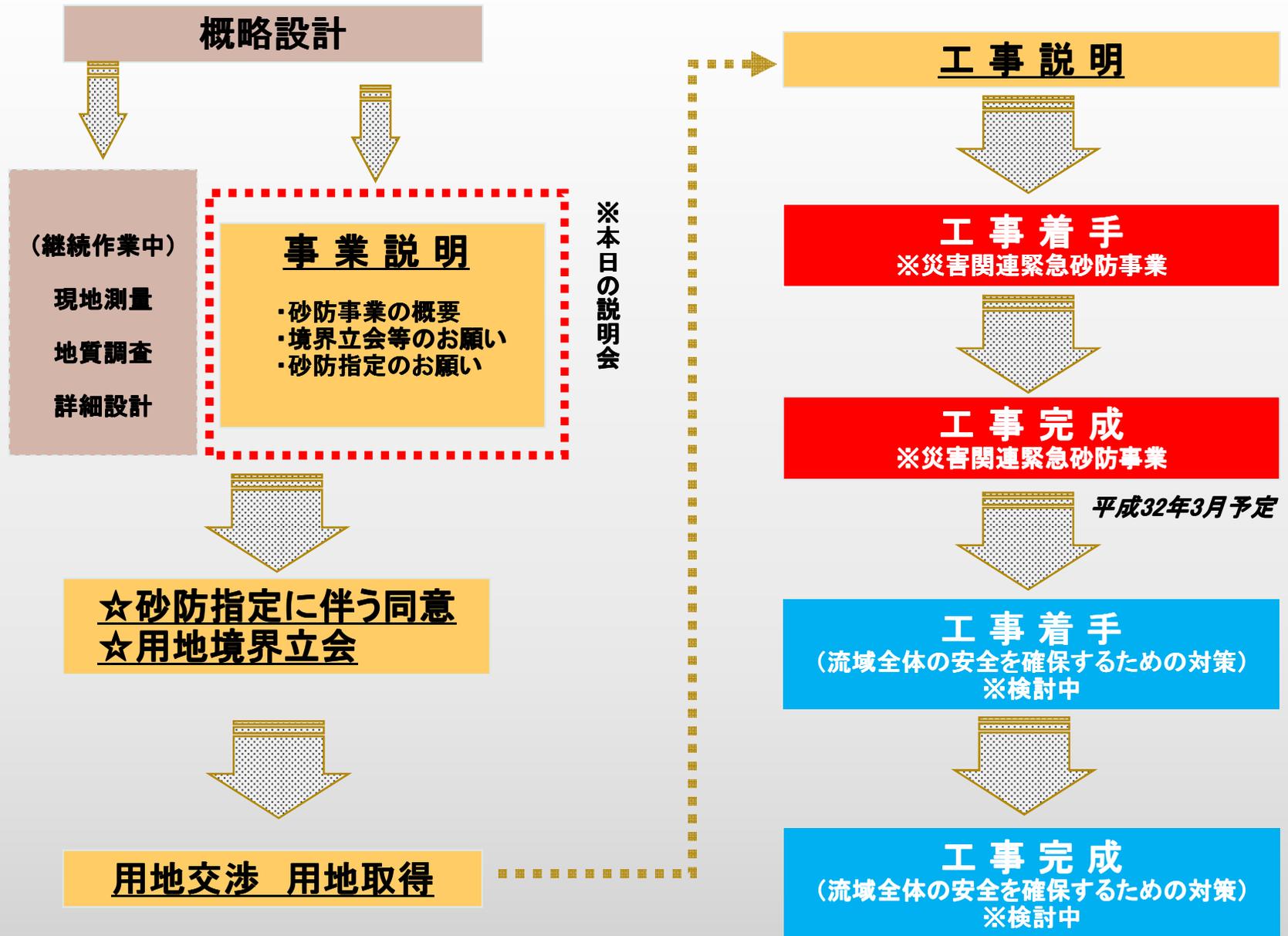
上流域荒廃状況



保全対象



(4) 今後のスケジュールについて



(5) 事業の実施にあたって

砂防指定地について

工事实施の前に、事業地を砂防指定地として指定する必要がある、

土地所有者の同意が必要となります。

また、指定されることにより砂防指定地内では、次の行為について、県知事の許可が必要となります。

- ・のり切，切土，掘削又は盛土
- ・立木竹の伐採
- ・木竹の滑下又は地引きによる搬出
- ・土石の類の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄
- ・牛，馬その他の畜類の放牧又は係留
- ・砂防設備以外の施設又は工作物の設置，改造又は除却

用地境界立会について

事業用地の取得には、土地の境界を確定させるため、土地所有者が境界を現地で確認する必要があります。

関係者の皆様に改めて連絡いたしますので、現地立会にご出席をお願いします。

その他(お願い)

工事が始まった際には、ダンプトラック・生コン車等の工事用車両が頻繁に通行します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

事業に関する問合せ先

広島県西部建設事務所 広島市南区比治山本町16-12

【工事に関すること】

工務第一課 TEL 082-250-8155

担当:本廣・林

【用地・補償に関すること】

用地第一課 TEL 082-250-8152

担当:大石・岩岡